

# 一般社団法人多摩区ソーシャルデザインセンター 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人多摩区ソーシャルデザインセンターと称する。

(目的)

第2条 当法人は、市民の視点に立ち、自主的に活動や事業を展開する各主体が連携・協働し、限りある社会資源を有効に活用することにより、社会的課題の解決の可能性を拓き、豊かで自立した地域社会の健全な発展のみならず、より良い社会の形成の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 当法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1)地域社会の健全な発展に関わる事業
- (2)より良い社会の形成推進事業
- (3)前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(主たる事務所の所在地)

第4条 当法人は、主たる事務所を神奈川県川崎市多摩区に置く。

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 会員

(会員、入会及び種別)

第6条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

- 2.当法人の会員となるためには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。
- 3.当法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人法」という）上の社員とする。
  - (1)正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
  - (2)賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
  - (3)サポーター会員 当法人の事業実施にあたり支援活動を行う個人又は団体

(会費等)

第7条 正会員は、社員総会で別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2.賛助会員は、社員総会で別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次に掲げる事由に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 2年以上会費等を滞納したとき。
- (2) 総正会員の同意があったとき。
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (4) 死亡、又は解散したとき。
- (5) 除名されたとき。

2. 会員は、前項の資格を喪失したときは、退会するものとする。

(退会)

第9条 正会員及び賛助会員は、いつでも退会することができる。

(除名)

第10条 当法人の会員が法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反する行為をするなど正当な事由があるときに限り、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。この場合は、除名した会員にその旨を通知することを要する。

(会員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2. 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所、又は会員が当法人に通知したメールアドレス等に宛てて行うものとする。

### 第3章 社員総会

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(招集)

第13条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2. 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故又は支障があるときは、副代表がこれを招集する。

3. 社員総会を招集するときは、会日より1週間前までに、各正会員に対して招集通知を発するものとする。

4.前項にかかわらず、社員総会は、正社員全員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、副代表がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、一般法人法第49条第2項に規定する事項又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2.各正会員は、各1個の議決権を有する。

3.決議について特別の利害関係を有する正会員は、議決に加わることができない。

(社員総会の議決の省略)

第16条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について、提案をした場合において、その提案に正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第17条 正会員又はその法定代理人は、当法人の正会員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を郵送又は電磁的方法により提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して5年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2.第16条の場合も、前項の議事録を作成する。

## 第4章 社員総会以外の機関

(社員総会以外の機関)

第19条 当法人には、理事会及び監事を置く。

(理事及び監事の員数)

第20条 当法人には、理事3名以上10名以内及び監事3名以内を置く。

(役員および監事の選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2.代表理事及び副代表は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3.各理事又は監事について、当該理事又は監事及びその配偶者若しくは3親等以内の親族その他特別の関係がある者である理事又は監事の合計数は、理事又は監事それぞれの総数の3分の1を超えないものとする。

- 4.他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事又は監事の合計数は、理事又は監事それぞれの総数の3分の1を超えないものとする。
- 5.監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2.代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、1名置き、理事会の決議によって理事の中から選定する。当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3.副代表を3名以内置き、理事会の決議によって理事の中から選定する。副代表は、当法人の業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2.監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2.任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3.増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4.増員により選任された監事の任期は、他の在任監事の任期の残存期間と同一とする。ただし、他の在任監事の任期の残存期間が2年に足りないときは、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第27条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事の利益が相反する取引

2.前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければ

ばならない。

## 第5章 理事会

### (招集)

第28条 理事会は、あらかじめ定めた代表理事がこれを招集し、会日の5日前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。

2.理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

### (議長)

第29条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故又は支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、副代表がこれに代わるものとする。

### (理事会の決議)

第30条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2.決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

### (理事会の決議の省略)

第31条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

### (職務の執行状況の報告)

第32条 代表理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

### (報告の省略)

第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、前条の規定による報告については、この限りでない。

### (理事会議事録)

第34条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事（代表理事に事故又は支障があるときは、副代表）及び監事がこれに署名又は記名押印する。

### (理事会規則)

第35条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別途定める「理事会運営規則」による。

## 第6章 基金

(基金の募集)

第 36 条 当法人は、会員又は第三者に対し、一般法人法第 1 3 1 条に規定する基金の拠出に関する募集をすることができる。

(基金の取扱い)

第 37 条 基金の募集、割当て、払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める「基金取扱規定」によるものとする。

(基金拠出者の権利)

第 38 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金返還の手続)

第 39 条 基金拠出者に返還する基金の総額については、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第 1 4 1 条に規定する限度額の範囲で行うものとする。

## 第 7 章 解 散

(解散の事由)

第 40 条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 合併による当法人の消滅
- (3) 会員が欠けたこと
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 解散を命ずる裁判

(残余財産・剰余金の帰属)

第 41 条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2. 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(法人の継続)

第 42 条 第 39 条第 1 号から第 3 号までの事由によって解散した場合においては、社員総会の決議をもって当法人を継続することができる。

2. 第 39 条第 5 号の場合においては、理事会の承認により新たな社員を加入させて、当法人を継続することができる。

## 第 8 章 計 算

(事業年度)

第 43 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 44 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2.前項の書類については、主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の開覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 45 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2.前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の開覧に供するものとする。

## 第 9 章 附 則

(最初の事業年度)

第 46 条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第 47 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

岡本幹彦 川崎市多摩区中野島 3 丁目 15 番 9 号

辻野勝行 川崎市多摩区登戸 2130 番地 2 アトラスタワー向ヶ丘遊園 2009

俵隆典 川崎市麻生区百合丘 2 丁目 11 番地 3 藤和新百合ヶ丘コープ 105

森一美 川崎市多摩区枳形 6 丁目 24 番 24 号

橋本宜明 川崎市多摩区登戸 2 番地 3

(設立時の役員)

第 48 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び、設立時監事の氏名は、次のとおりとする。

設立時理事

辻野勝行

俵隆典

森一美

設立時代表理事

岡本幹彦

設立時監事

橋本宜明

(定款に定めのない事項)

第49条 本定款に定めのない事項は、すべて法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人多摩区ソーシャルデザインセンターを設立するため、この定款を作成し、設立時社員がこれに記名押印する。

令和2年7月28日

令和5年4月7日改定

令和6年12月6日改定